

こんにちは、 日本共産党井上けんじです

日本共産党南地区委員会 ☎ 371-9164 自宅 ☎ (FAX 兼用) 6 9 1 - 3 3 2 3

日本共産党京都市会議員団 ☎ 2 2 2 - 3 7 2 8 FAX 211-2130 '16年 7月 24日号

市会議員団ホームページ <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/cpgkyoto/> E-mail cpgkyoto@mbox.kyoto-inet.or.jp



交渉の結果、室外機の移設が実現

当初は、右の写真の通り、エアコンの室外機がずらりと並び、隣の家へ直接、排気や騒音がかかる構造になっていましたが、事業者との交渉を繰り返す中で、遂に撤去・屋上への移設が実現（烏丸通九条下る付近のホテル）。

「民泊」は市長の許可が必要

市内各地・南区内各地で「民泊」の建設が相次いでいます。しかし、法律上必要な「許可」をとっていない場合や、定められた「帳場」を備えていない脱法民泊など、問題が続出。合法の場合でも管理者が居ないことや、近隣住環境への悪影響などが危惧されます。

区内各地で「民泊」(ゲストハウス、シェアハウス、プチホテル、等)の建設や建設予定が相次いでいます。一軒屋を改造して転用している場合が多く、この場合は、管理者がいないケースがほとんどです。番号力ギなど、外国人が出入りしています。深夜の騒音やタバコ・ゴミの不始末などの問題が指摘され、また危惧されています。

看板の設置や近隣住民への説明等も必要

「旅館業法」では、市長の許可を得なければならず、市営の「旅館業法」では、常時、管理者を置かなければならない、とは書かれていない



以下のような法令を根拠に説明を求めましょう

旅館業法…旅館業を営もうとする者は…市長の許可を受けなければならない。

…学校や保育園から約百米の範囲にあって、これらの清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときは、許可を与えないことができる。

…営業者は、宿泊者名簿を備え、宿泊者の氏名・住所、職業その他の事項を記載し…。

…許可を受けずに旅館業を営んだ者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

建築基準法…住居専用地域や工業地域には建てられない。

市指導要綱…帳場・フロントに類する設備を有すること。

…市長の承認を受ける前に標識を設置しなければならない。

…近隣住民から問い合わせがあったときは、説明を行うとともに、必要と認められるときは、説明会を開催する等の措置を講ずるものとする。

…建築確認申請の前に市長の承認を受けなければならない。

その他、**旅館業法施行令**にも、必要面積や施設の構造設備基準等が書かれています。

ことさらに、管理人無人の宿泊施設が急に増えることになりました。この点が大問題の一つになっています。

また管理人の居るミニホテルでも、住宅街の真ん中に建てられようとするため、近隣住民のプライバシーや日照・通風等々が争点になっていく場合もあります。

国や市は、この夏から秋にかけて、規制を更にゆるやかにして、民泊促進の方向での新たな方針を出す予定です。

とりあえず、説明会開催を求め、納得のいくまで話合おうこと、京都市や区保健センター、市議会等への働きかけ、そして

市でも相談窓口が開設されています。詳細やご相談はお気軽に井上けんじ議員までお問い合わせ下さい。

何よりも近隣地域住民の皆さんの団結と地域世論の盛り上がり力が大きな力になるでしょう。

